Information

No. 2025-29　Date 2025.7.

診療報酬（検体検査関連）についてのお知らせ

謹啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび厚生労働省保険局医療課長発通知（令和７年６月30日付.保医発0630第２号.令和７年７月１日適用）により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎保険適用条件が追加された検査項目

項　目　名	保険点数	区　　分
クラミジア･トラコマチス核酸検出	188点	区分番号「D023」 微生物核酸同定･定量検査「1」 （微生物学的検査）
淋菌核酸検出	198点	区分番号「D023」 微生物核酸同定･定量検査「2」 （微生物学的検査）
淋菌及びクラミジア･トラコマチス同時核酸検出	262点	区分番号「D023」 微生物核酸同定･定量検査「5」 （微生物学的検査）

D023 微生物核酸同定･定量検査

（1）クラミジア･トラコマチス核酸検出
　ア（略）
　イ クラミジア･トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。

（2）淋菌核酸検出
　ア（略）
　イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体（尿検体を含む。）によるものである。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。

裏面に続きます

株式会社ビー･エム･エル
本　　社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3
総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市的場1361-1
☎03(6629)7386　FAX 049(232)3132
URL：https://www.bml.co.jp/

検査項目検索用アプリ B-Book
電子カルテはビー･エム･エル
資料、お問い合わせは担当者または最寄りの営業所までお願いいたします。

（3）・（4）（略）

（5）淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出

ア（略）

イ「5」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体（尿検体を含む。）によるものである。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。

（6）～（39）（略）

下線部が追加されました。

●弊社受託中

該当項目依頼コード

No.01059　クラミジア・トラコマチス/リアルタイムPCR（クラミジア・トラコマチス核酸検出）

No.01209　淋菌/リアルタイムPCR（淋菌核酸検出）

No.01018　淋菌及びクラミジア・トラコマチス/リアルタイムPCR（淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出）